

令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中土佐町長 池田 洋光

市町村名 (市町村コード)	中土佐町 ( )	
地域名 (地域内農業集落名)	上ノ加江・矢井賀地区 (笹場・押岡・大川内・山内・網代・小矢井賀・矢井賀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化が進んでおり、今後、地域農業の担い手が不足してくる。新たな農地の受け手の確保が必要。  
後継者未定の農業者が多く、今後中心経営体が引き受けられる面積にも限りがあるため、新たな農地の受け手の確保が必要。  
【地域の基礎的データ】  
主要な作物: 水稲、ミョウガ、インゲン、シントウ、キュウリ、ニラ

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、地区内の認定農業者や集落営農組織が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。  
また、上記での対応が困難な場合は、他地区の集落営農組織等と連携を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	113 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	113 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者のない農地等は農地中間管理機構に貸し付け、担い手へ段階的に集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は実施済みのところが多いが、水路、農地の区画再編等が必要なところがある。 一部の整備未実施地区は、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJA等の関係機関と連携し、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域全体が防護柵等対策済みではあるが被害防止に地域ぐるみで取り組んでいく ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等を活用し管理していく。